

# 令和7年度川崎市物価高騰対策給付金の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）に対する意見募集について

- 平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づく、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、令和7年度川崎市物価高騰対策給付金の支給に関する事務において、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しています。
- 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づき、特定個人情報を保有する前及び重要な変更生じる場合には特定個人情報保護評価を実施する必要があります。
- この度、特定個人情報保護評価書（案）を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

## 1 意見の募集期間

令和8年6月4日（木）から令和8年7月3日（金）まで  
※郵送の場合は、令和8年7月3日（金）必着まで有効です。

## 2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 川崎市ホームページ
- (4) 総務企画局価格高騰支援給付金担当（川崎市役所本庁舎8階）

## 3 意見の提出方法

御意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール（専用フォーム）、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。

なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※電子メールは、川崎市ホームページの「特定個人情報保護評価について」のページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

※記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理します。

## 4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局価格高騰支援給付金担当

電話：044（200）1930

FAX：044（200）1931